

米国における州教育委員会と教育長との権限関係

広島大学大学院 松 元 健 治

Abstract

The Legal Relationships between the State Board of Education and the Chief State School Officer in the United States

Kenji MATSUMOTO, Graduate School, Hiroshima University

In the United States, the most important agencies vested with administrative control over public education on the state level are : (1) state boards of education, and (2) the chief state school officers, commonly known as state superintendents of public instruction or state commissioners of education. All states but Wisconsin now have state boards of education (SBE), and all the 50 states have chief state school officers (CSSO).

There has been a continuous tendency over many years to integrate SBE and CSSO, and now in most states SBE determines policies, and CSSO assumes responsibility for their execution. But the legal relationships between SBE and CSSO differs in degree and scope among the states.

According to the method of selecting the members of SBE and CSSO, the organization of state educational administration is classified into four types as follows:

(Type A) The members of SBE are elected by the people while CSSO is appointed by SBE.

(Type B) The members of SBE are appointed by the governor while CSSO by SBE.

(Type C) The members of SBE are appointed by the governor while CSSO is elected by the people.

(Type D) The members of SBE and CSSO are both appointed by the governor.

The purpose of this paper is to show, examining the features among the four types of organization, the legal relationships between SBE and CSSO.

本稿は、米国の州・地方両段階の教育行政機関にそれぞれ賦与されている権限内容を分析し、それら両段階の教育行政における権限分担の状況を明らかにすることを目的とした研究の一環として、特に州の初等・中等段階の公立学校行政にかかわる、州教育委員会 (State Board of Education) と州教育長 (Chief State School Officer) との権限関係の態様を明らかにしようとするものである。

本研究では既に、州段階での教育委員会の権限と教育長の権限を、それぞれ個別に考察してきた⁽¹⁾。大勢としては、州教育委員会には政策決定的な権限が、そして州教育長には、政策執行的な権限が賦与されていると言えるが、そのような権限分担の詳細な状況は、州によってかなり異なっている。と言うのも、州段階での教育行政機構がきわめて多様であり、かつそのために教育委員会と教育長の権限関係には、かなりの相違があると思われるからである⁽²⁾。

本稿では、州段階での教育委員会と教育長との関係および権限分担の状況を、その教育行政機構の類型と関連づけながら考察することとする。

I 州教育行政制度の発展

米国では、植民地時代を通して教育は主に宗教的な事柄であって、どの植民地もそれぞれの植民地内において、後に発達するような政教分離を前提としての正当な意味での公教育制度を維持してはいなかった。連邦政府が形成された時に法的には教育は州の機能となったが、実際には依然として地方の機能

のままで、そのような状態が、次第に州の機能が重視され始めた19世紀初頭ごろまで続いた⁽³⁾。

教育に対する州機能の強化は、教育のための連邦の国有地付与や州の学校基金設置とともに始まった⁽⁴⁾。州からの財政援助の受領は、州に対する学区の報告を必要とし、その結果、学区からの報告を受ける州の官吏が任命された。彼らの初期の職務は、事務的なものであったが、このような組織が、しだいに、州教育委員会や州教育長職を有する州教育行政組織へと発展していった⁽⁵⁾。

米国で最初に州教育委員会に類するものが設置されたのは、1784年ニュー・ヨーク州においてであるが、公立学校行政に関与するいわゆる州教育委員会が最初に設置されたのは、1837年マサチューセッツ州においてであった⁽⁶⁾。一方、州教育長が最初に設置されたのは、1812年ニュー・ヨーク州においてである。そして州教育委員会と州教育長は、その後漸次他の州でも設置されていくのであるが、概して委員会の設置の方が遅く、1840年代には、すでに24州に州教育長が設置されていたのに対し、州教育委員会はまだ10州にしか設置されていなかった⁽⁷⁾。そして、州教育長は19世紀のうちにすべての州で設置されたが、一方、州教育委員会は1950年になっても8州で依然として設置されておらず、これらの州では、州教育長が政策決定的な権限をも含めて、州の公立学校行政の長としての機能を果たしていた⁽⁸⁾。

1950年にはW. W. Keeseckerが、各州の法規定によってそれぞれの州における州教育委員会と州教育長の権限・責務を明らかにしている⁽⁹⁾。表1は、彼の資料をもとにまとめたものであるが、これによ

ると、教育政策の決定、初等・中等学校の監督、州学校資金の配分、教員の資格認定がすべての州（当時48州）で、州教育委員会と州教育長のいずれか一方の権限・責務とされている⁽¹⁰⁾。また、コース・オブ・スタディの決定もほとんどの州で、そして州学校建設計画と州学校図書館業務も全体の7割ほどの州で両者いずれか一方の権限・責務とされている。またそれらが州教育委員会と州教育長のいずれの権限・責務とされているかに

表1⁽⁹⁾ 主要職務における州教育委員会と教育長との権限分担
(1950年：数字は州数)

権限・責務の内容	州教育委員会	州教育長
教育政策の決定	36	12
初等・中等学校の監督	35	13
州学校資金の配分	29	19
コース・オブ・スタディの決定	31	15
教科書の採択	16	1
教員の資格認定	34	14
州学校建設計画	17	20
州学校図書館業務	19	17

注目すると、まず教育政策の決定については36州がそれを教育委員会の権限とし、12州が教育長の権限としている。しかし前述したように、当時8州ではまだ教育委員会が設置されておらず、教育長の権限に数えられた12州にはこれらの州が含まれるため、教育委員会を有する州で教育政策の決定が教育長の権限とされている州は4州しかないことになる。初等・中等学校の監督、教員の資格認定、コース・オブ・スタディの決定についても、権限分担の状況は、教育政策の決定と同様の割合になっている。一方、州学校資金の配分については、それを教育長の権限としている州が上述の4つの職務内容についてよりもいくぶん多く、さらに州学校建設計画や州学校図書館業務については、それを教育委員会の権限としている州と教育長の権限としている州がほぼ同数になっている。このように、

州教育委員会が設置されている州では、政策決定的もしくは基準設定的職務は、それを州教育委員会の権限としている州が多く、より具体的で政策執行的な職務になると、それを州教育長の権限としている州も多かったとされている。

その後、教育に対する州の関与はさらに増大していく。表2⁽¹¹⁾は、公立初等・中等学校が連邦、州、地方から受領する金額の比率の変遷を示したものであるが、州の占める割合は着実に増大していることがわかる。それと同時に州教育行政組織も整備されてきて、現在ではウィスコンシン州を除くすべての州に州教育委員会が設置されており、その権限・責務についての法規定も詳細なものとなってきている。また、後述するごとく、ほぼ大勢的傾向として州教育委員会の政策決定的性格および州教育長の政策執行的性格も一層明確化してきているようである。

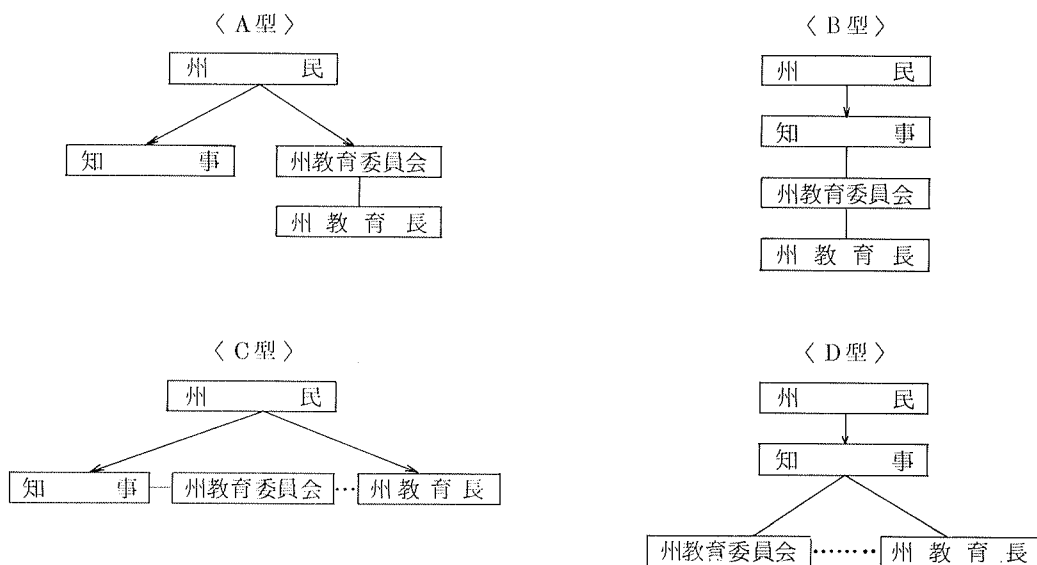
表2⁽¹¹⁾ 公立学校費用に対する各政府段階の負担比率(%)

年次	連邦	州	地方
1977	8.7	44.1	47.2
1970	6.9	41.1	52.0
1960	3.8	39.8	56.4
1950	2.9	39.8	57.3
1920	0.3	16.5	83.2

II 州教育行政制度の類型

このように州教育行政制度はしだいに発展してきたが、前述したように、州によっては当初から州教育委員会と州教育長職が設けられ、教育長が明確に教育委員会の執行官として位置づけられていた州もあれば、長い間教育長が広範な権限を有していた州もある。このように制度の発展には各州で様々な経過があり、またこの国の特色として制度自体も多様であるので、細部まで含めた類型化は困難であるが、州教育委員会と州教育長の選任方法から、州民、知事、州教育委員会、州教育長の関係を分類すると、図1に示した4つの型に大別できるようである⁽¹²⁾。

図1⁽¹²⁾ 州教育委員会と教育長の選任方法からみた制度の類型



A型は、公選委員で構成される州教育委員会によって州教育長が任命される型で、アラバマ、コロラドなど11州がこの型である。B型は、知事により委員が任命される州教育委員会によって州教育長が任命される型で、アラスカ、アーカンソーなど15州がこの型である。C型は、州教育委員会の委員が知事に任命され、州教育長が公選される型で、アリゾナ、カリフォルニアなど12州がこの型である。D型は、州教育委員会と州教育長が、ともに知事に任命される型で、メイン、ニュー・ジャージなど5州がこの型である。

これら4つの類型に含まれない州として、州教育委員会の委員と州教育長が、ともに公選である州（サウス・カロライナ州、ワシントン州⁽¹³⁾）、州教育委員会を構成するすべての委員が職権委員である州（フロリダ州⁽¹⁴⁾、ミシシッピ州⁽¹⁵⁾）、州教育委員会の委員が州議会で選挙される州（ニュー・ヨーク州⁽¹⁶⁾）、州教育委員会が公選による委員と知事の任命による委員で構成される州（ルイジアナ州⁽¹⁷⁾）、州教育委員会をもたない州（ウィスコンシン州⁽¹⁸⁾）の7州がある。

さて、上述の4つの型は、知事と州教育委員会・州教育長との関係、州教育委員会と州教育長との関係という二つの観点から、次のように特色づけられると思われる。

まず、知事と州教育委員会・州教育長との関係でみると、A型は州教育委員会と州教育長が、ともに知事から分離している型である。一方、B型、C型、D型は、州教育委員会と州教育長のいずれか、あるいは両方ともが、知事に連結している型である。A型は、教育行政が一般行政から分離している程度が強く、メーランの言う州政府の第4部(Fourth Division of State Government)として機能し⁽¹⁹⁾、一方、B型、C型、D型では、教育行政に対する知事の関与が相対的により大きく、州教育委員会や州教育長が知事の個人的・政治的な指向によって影響を受けやすいと考えられる。

次に州教育委員会と州教育長との関係でみると、少なくともそれらの選任いかんに関する限り、A型とB型は教育委員会と教育長とが連結している型であり、一方C型、D型は両者が分離している型である。またこれら2つのタイプでは、教育行政展開のプロセスにおいて、前者の型の方が後者の型よりも、教育委員会と教育長とが一体となる程度が強く、言葉をかえて言えば、教育長が教育委員会の強い影響下にあると考えられる。

具体的に各州がいずれの型に属するかは表4⁽²⁰⁾に示したとおりである。なお1950年当時にさかのぼって同じ類型で分類すると、A型が3州、B型が10州、C型が15州、D型が4州であった⁽²¹⁾。したがって、この間で増加した型はA型とB型であり、特にA型の増加率が大きい。また現在において各州

の所属する型を地域別で整理すると、表3⁽²²⁾のように地域によってかなり偏りがあることがわかる。すなわち、東北部を中心にB型（知事による州教育委員会委員の任命制、教育委員会と教育長の一体型）が普及しているのに対し、A型、C型は東北部ではまったくみられない。逆に、B型は西部

表3⁽²²⁾ 制度の類型の地域別分布（数字は州数）

地 域	類 型					計
	A	B	C	D	その他	
東 北 部		5		1		6
中 東 部	4	5	2	2	2	15
南 部	2	4	4	2	4	16
西 部	4		6		1	11
そ の 他	1	1				2
計	11	15	12	5	7	50

ではまったくみられないのに対し、州教育委員会と州教育長のいずれかが公選されるA型とC型は、西部で普及している。このように、州の教育行政制度の種類の分布には、かなり地域性がみられることも注目される。

III 州教育委員会と州教育長との権限関係

本節では、前節で示した制度の種類との関連性を調べながら、州教育委員会と州教育長との権限関係を検討する。

州教育委員会と州教育長との間でまず注目される関係は、既に指摘してきたように、教育長の選任方法を通じての関係である。教育長を任命する権限を有するか否かは、教育委員会の権限を特色づける大きな要素となる。現在、州教育長が州教育委員会によって任命される州は27州あるが、その中で委員公選制をとる州教育委員会をもつ州(A型)が11州ある。なお、公選制をとる州教育委員会をもつ州が14州であることを考えれば、委員公選制をとる州教育委員会のほとんどが、州教育長を任命する権限を賦与されているわけである。一方、知事任命による委員で構成される州教育委員会をもつ州は33州あるが、その中で州教育委員会が州教育長を任命する権限を有している州(B型)は15州であり、明らかに委員公選制の州教育委員会の方が委員知事任命制の州教育委員会よりも、州教育長を任命する権限を賦与されている率が高い。

次に、州教育委員会の職権委員(ex-officio member)について注目する。現在ではむしろ例外的な場合に属すると言えるが、州教育長が州教育委員会の職権委員となる場合、そのような州教育長は、州の教育行政過程において大きな影響力をもつと予想される。表4によると、州教育長が州教育委員会の職権委員となる州は14州ある⁽²³⁾が、そのうちC型の州が7州と特に多い。つまり、制度の種類の中で教育委員会に対する教育長の影響力が最も大きいと予想されるC型で、同じく教育長が教育委員会の職権委員となる率が高くなっている。もちろん教育長が職権委員となることについては、委員会との連結を強めて効率的に行政をすすめるという意図もあろうが、少なくとも州教育長公選制の場合、教育長が職権委員として委員会で中心的な影響力をもつことを示していると思う。

このように、州教育委員会と州教育長の地位関係については、制度の種類とかなり対応した状況を看取できるが、両者の具体的な関係は、法律でどのように規定されているだろうか。各州の法規定をみると、州教育委員会と州教育長の具体的な関係について、法律のそれぞれの条節の中で明記されている場合が多く⁽²⁴⁾、その中でも多くみられる明確な規定は、州教育長の位置づけや責務を定めた規定である。そのような各州の規定をA. P. Johnstonによる資料を中心にして表4にまとめた⁽²⁵⁾。これをみると、州教育委員会と州教育長の関係を示す典型的な規定は、教育長が教育委員会の執行官(executive officer)、執行長(chief executive officer)、あるいは書記官(secretary)として行為する旨を定めた条文であり、ほとんどの州でみられる。しかもこれらの中には、特に州教育長に対して州教育委員会が支配的な影響力をもつと予想される規定がいくつかの州でみられる。たとえばアラバマ州やロード・アイランド州など8州では、州教育長が州教育委員会の意思に従って勤務する旨が規定されている。そして、これら8州の制度の種類をみると、6州がA型の州である。また、州教育委員会が州教育長の責務を定める旨を規定している州が7州にみられるが、それらの州の制度の型はA型もしくはB型である。

州教育委員会と州教育長との具体的な関係についても、このように制度の種類との関連性がみられる

表4⁽²⁰⁾

制度の型	州名	州教育委員会に対する州教育長の職務上の位置づけ
A型	アラバマ	書記官。執行官。職権委員。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	コロラド	書記官。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	ハワイ	書記官。
	カンサス	執行官。州教育委員会の意思に従って勤務し、付与される責務を行使する。
	ミシガン	職権委員。
	ネブラスカ	執行官。
	ネヴァダ	書記官。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	ニュー・メキシコ	執行長。州教育委員会に付与される責務を行使する。
	オハイオ	書記官。執行官。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	テキサス	執行官。
	ユタ	執行官。州教育委員会の意思に従って勤務する。
B型	アラスカ	執行長。
	アーカンソー	書記官。州教育委員会に雇用され、その代理人として行為する。
	コネティカット	執行官。
	デラウェア	執行書記官。州教育委員会に付与される権限を行使する。
	イリノイ	州教育委員会に付与される権限を行使する。
	アイオワ	執行長。
	メリーランド	執行長。書記官。
	マサチューセッツ	執行長。書記官。
	ミネソタ	執行長。州教育委員会に付与される責務を行使する。
	ミズリー	執行長。州教育委員会に付与される責務を行使する。
	ニュー・ハンプシャー	執行長。書記官。
	ロード・アイランド	執行官。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	サウス・ダコタ	書記官。執行官、州教育委員会の規定を受けて行使する。
ヴァーモント	執行長。職権委員。	
ウエスト・ヴァージニア	執行長。職権委員。	
C型	アリゾナ	執行官。職権委員。
	カリフォルニア	執行官。書記官。
	ジョージア	執行書記官。
	アイダホ	執行官。職権委員。
	インディアナ	委員長。職権委員。
	ケンタッキー	執行官。
	モンタナ	書記官。職権委員。
	ノース・カロライナ	書記官。執行長。
	ノース・ダコタ	書記官。職権委員。
	オクラホマ	執行長。職権委員。
オレゴン	執行官。	
D型	ワイオミング	職権委員
	メイン	書記官。
	ニュー・ジャージー	書記官。

D 型	ペンシルヴェニア	執行長。
	テネシー	執行長。職権委員。
	ヴァージニア	書記官。
そ の 他	フロリダ	書記官。執行官。職権委員。
	ルイジアナ	書記官。
	ミシシッピ	執行長。職権委員。
	ニュー・ヨーク	執行長。州教育委員会の意思に従って勤務する。
	サウス・カロライナ	書記官。執行官。
	ワシントン	執行官。職権委員。
	ウィスコンシン	

が、以下では、現行の法規定における両者のより詳細な権限関係を調べるために、制度の種類からA型……アラバマ州、コロラド州、B型……アイオワ州、ミズリー州、C型……アリゾナ州、カリフォルニア州、D型……ヴァージニア州の合計7州を選んで、各州の法規定を検討する⁽²⁶⁾。まず州別に州教育委員会と州教育長の職務上の権限関係を中心に整理した後、制度の種類との関連性を検討することとする。

(1) A 型

① アラバマ州⁽²⁷⁾

州教育委員会 (State Board of Education) は、公選による8名の委員と職権委員としての知事によって構成され (Acts 1969, Ex. Sess. No. 16, p. 39, §1.)、また知事が委員長となる (Acts 1969, Ex. Sess. No. 16, p. 39, §2.)。その意味では、委員会に対する知事の影響力は必ずしも小さくないと考えられる。また州教育長 (State Superintendent of Education) は、州教育委員会によって任命され、かつ委員会の意思に従って勤務する (Acts 1975, No. 1069, §1.)。

州教育委員会の一般的な権限・責務は、州教育長およびその専門職員を通して、州の公立学校に対して一般的支配 (control) と監督 (supervision) を行う (Code 1940, T. 52, §14.) ことである。そして、規則制定 (Code 1940, T. 52, §15.)、コース・オブ・スタディの制定 (Code 1940, T. 52, §17.)、教員の養成および資格認定 (Code 1940, T. 52, §20.) 等、27項目にわたって具体的な権限・責務が定められているが、これらの規定では、たとえばコース・オブ・スタディの制定に関する次のような規定、「州教育委員会は、州教育長の勧告 (recommendation) にもとづき、州のすべての公立初等学校およびハイ・スクールのためのコース・オブ・スタディの最低基準内容を定めるものとする」(Code 1940, T. 52, §17.) にみられるように、権限の遂行において教育長と一体となって行為する旨を定めた規定が随所にみられる。

州教育長は、州教育委員会の書記官 (secretary) および執行官 (executive officer) となる (Acts 1969, Ex. Sess., No. 16, p. 39, §2.)。そして、その一般的な責務は、法律と州教育委員会の規則を施行する (enforce) ことである (Code 1940, T. 52, §44.)。このことは具体的な職務についての規定でも、たとえば、「州教育長は、州教育委員会によって制定された規則のもと、カウンティの教育委員会、教育長、……、の行為および命令を審理する権限を有する」(Code 1940, T. 52, §47.) などと定められており、州教育長の責務については、州教育委員会と一体となってその政策執行を行うことが明記されている。

② コロラド州⁽²⁸⁾

州教育委員会 (State Board of Education) は、公選による 5 名の委員によって構成される (22-2-105)。また州教育長 (Commissioner of Education) は、州教育委員会によって任命され、委員会の意思に従って勤務する (22-2-110)。

州教育委員会の権限・責務は、公立学校に対する一般の監督 (22-2-106 (1), (a).)、規則の制定 (22-2-107、(1), (c).)、予算計画 (22-2-106、(1), (d).)、知事や議会に対する具申 (22-2-106、(1), (e).) など 27 項目にわたって定められている。しかし、それらの規定の中で州教育長と関係して職務を行うことが明記されているのは、州教育長によって作成された年度報告を再検討し知事に提出する旨を定めた規定 (22-2-106、(f)) だけである。

州教育長は州教育委員会の書記官 (secretary) として行為する (22-2-105)。そして、22-2-112 および 113 には、その権限・責務が定められているが、その規定でも、州教育長は州教育委員会の執行機関として位置づけられ、かつすべての行為に対しその監督を受けることとされている。すなわち 22-2-112 では、その冒頭で「州教育委員会の監督 (supervision) を受けて、州教育長は以下の責務を有するものとする」と定められ、州教育長のすべての行為が州教育委員会の監督下で行われることが明記された後、個々の責務をみても、教育状況についての委員会に対する助言 (22-2-112、(a))、委員会によって採用された政策や規則の実施 (22-2-112、(e)) など、州教育委員会と一体となった執行機関としての責務が列挙されている。

アラバマ州とコロラド州を比較すると、知事が教育委員会の職権委員となるアラバマ州の場合の方が、教育委員会に対する知事の影響力が大きく、また教育委員会と教育長との職務上の関係については、コロラド州の方が教育長に対する教育委員会の影響力が大きいと思われる。しかし、教育委員会の権限範囲の広さ、教育委員会と教育長の一体的関係の強さなどの、A 型の特色として予想された態様が、いずれの州にもみられる。なお、A 型に属する州のうち、この両州に加えて、カンサス、ネヴァダ、オハイオ、ユタの各州では、教育長は教育委員会の意思に従って勤務する旨が定められており、教育長に対する教育委員会の明確な優位性が看取できる。

(2) B 型

① アイオワ州⁽²⁹⁾

州教育委員会 (State Board of Education) は、議会で 3 分の 2 の承認を得て知事によって任命される 9 名の委員で構成される (Acts 1967 (62 G.A.) ch. 244, §23.)。また州教育長 (Superintendent of Public Instruction) は、議会の 3 分の 2 の承認を得て州教育委員会によって任命される (Acts 1965 (61 G.A.) ch. 68, §13.)。

州教育委員会の一般的な権限は、公教育についての政策決定、規則制定である (Acts 1953 (55 G.A.) ch. 114, §9.)。また具体的な権限・責務としては、資金配分の監督、教育長および職員に対する助言、教育関係職員の資格認定等 13 項目にわたって定められている (Acts 1969 (63 G.A.) ch. 185, §1.)。それらの規定内容をみると、たとえば「(州教育委員会は)、州教育長によって連邦政府と協力することを具申されたら、それが望ましいと考えられるならば、その計画を承認する」(Acts 1969 (63 G.A.) ch. 185, §1, 6.) のように、州教育長の勧告や具申に対する承認や助言などの責務が多くみられる。

州教育長は、州教育委員会の執行官 (executive officer) となる (Acts 1953 (55. G.A.) ch. 114, §16.)。そしてその権限は、州の公教育システムに対する一般的監督、州教育委員会に対する助言・勧告、州教育委員会のすべての命令の実施などである (Acts 1967 (62 G.A.) ch. 209, §431.)。またその責務については 2 3 項目にわたって規定されている (Acts 1971 (64 G.A.) ch. 158, §1) が、その冒頭では、州教育委員会の承認を受けて行為する旨が定められており、また個々の責務をみても、州教育委員会に対する勧告、助言などの、委員会の執行官に対する専門的助言者としての職務が列挙されている。

② ミズリー州⁽³⁰⁾

州教育委員会 (State Board of Education) は、議会の承認と同意を得て知事によって任命される 8 名の委員で構成される (Laws 1963, P. 209, §2-2)。また州教育長 (Commissioner of Education) は、州教育委員会によって任命される (Laws 1963, p. 211, §2-11)。

州教育委員会の権限・責務は、規則制定、政策決定、資金投資の監督、教員資格認定など 1 3 項目にわたって規定されている (Laws 1963, p. 210, §2-9.) が、これらの規定の中では、職務を遂行するうえでの州教育長との関係については何も触れられていない。

州教育長が州教育委員会の執行長 (chief administrative officer) となることは、憲法に規定されている (Art. IX Sec. 2 (b))。そして同条項は、その権限・責務については、それを州教育委員会が定めると規定している。それゆえ州法では、その責務について、公立学校を監督するなどの一般的な職務を定めている (Laws 1963, p. 211, §2-12) だけで、具体的な権限・責務については規定しない。

アイオワ州とミズリー州の間では、規定形態がかなり異なる。すなわち、前者の場合は、教育委員会と教育長との関係が明記されているのに対して、後者の場合には、教育長の責務は教育委員会が決定する旨を定めた規定が両者の関係を示している。しかし、いずれの場合でも、教育長に対する教育委員会の優位性ならびに教育委員会と教育長の強い一体的関係が看取できる。なお、B型に属する他の州のうち、デラウェア、イリノイ、ミネソタ、サウス・ダコタの各州では、ミズリー州の場合と同様に、州教育長の権限・責務が州教育委員会によって決定されることになっており、またアーカンソー州やウエスト・ヴァージニア州などは、教育委員会と教育長の一体的関係を明記した法規定を有している州である。

(3) C 型

① アリゾナ州⁽³¹⁾

州教育委員会 (State Board of Education) は、職権委員としての州教育長 (State Superintendent of Public Instruction) と知事によって任命される委員との合計 9 名の委員によって構成される (Laws 1972, Ch. 163, §11.)。また州教育長が公選されることは憲法に規定されている (Const. Art. 11, §1.) が、そのことは法律では触れられていない。

州教育委員会と州教育長の権限・責務は、州教育局 (State Department of Education) の組織を定めた条節に、「教育局は、1.教育局の管理・政策決定機関である州教育委員会と、2.教育局のすべての執行上、運営上、行政上の機能が賦与され、州教育委員会の執行官 (executive officer) である州教育長、とを通して管理される」(Laws 1970, Ch. 175, §2.) と規定されている。

そして州教育委員会の権限・責務についてはさらに、政策決定、規則制定など 2 6 項目にわたって定められている (Laws 1975, Ch. 33, §1.) が、その中で州教育長との関係についても、「(州教育

委員会)は、州教育長に対して、決定された政策の執行を委任する」と規定されている。

州教育長の権限・責務としては、行政上の (administrative) 権限・責務として、公立学校の監督、資金の配分、カウンティ教育長の年次会議の召集、教育局職員の監督などが規定され (Laws 1970, Ch. 175, §3.)、執行上の (executive) 権限として、「州教育長は、教育委員会の監督のもと、委員会によって決定された政策を執行するものとする」(Laws 1970, Ch. 175, §4.)と規定されている。つまり、州教育長には、州教育委員会の執行官として委員会の政策を執行する権限と教育局の長としての運営上の独立した広範な権限が賦与されている。

② カリフォルニア州³²⁾

州教育委員会(State Board of Education)は、議会の3分の2の同意を得て知事によって任命される10名の委員で構成される(Stats. 1976, C. 1010, §2.)。また教育長(Superintendent of Public Instruction)が公選されることは、憲法に定められている(Const. Art. 9, §2)が、そのことは法律では触れられていない。

州教育委員会の権限についてはまず、「委員会は、その権限内のすべての政策問題を決定する」(Stats. 1976, C. 1010, §2.)と定められている。そして、具体的な権限・責務として、規則制定、公立学校の運営と効率性改善計画、知事への勧告など10項目にわたって規定されている(Stats. 1976, C. 1010, §2.)。

州教育長は、州教育委員会の書記官(secretary)となり、執行官(executive officer)として行為する(Stats. 1976, C. 1010, §2, 33004.)。そして、委員会の執行官としての責務について、「州教育長は、州教育委員会の監督のもと、その委員会によって決定された政策を執行するものとする」(§33111.)と規定されている。しかし州教育長は、州教育局の職権の長官(Director of Education)ともなり(§33303)、学校の監督(superintendent)(§3312)連邦政府との契約、協定に関する規則の制定(§33113)、学校資金の配分(§33118)、学区の分類(classification)(§33152)、など広範な領域で、かなり独立した広範な権限・責務を賦与されている。

アリゾナ州とカリフォルニア州の場合には、規定形態が非常に類似している。すなわち、いずれの州でも州教育委員会と州教育長に関する規定は、州教育局の条項の中で定められている。また、教育委員会の委員数が9名であること、教育長公選が憲法規定事項であること等も両州に共通している。そして、教育長の権限・責務が、単に教育委員会の執行機関たる職務に留まらず、広範な領域に及ぶというこの型の特色が両州で看取できる。なお、C型に属するすべての州で、州教育長が公選されることは憲法に定められており³³⁾、この型における州教育長職の重要な位置づけがうかがえる。

(4) D 型

① ヴァージニア州³⁴⁾

州教育委員会(Board of Education)は、議会の承認を得て知事によって任命される9名の委員で構成される(Code 1950, §22-13.)。また州教育長(Superintendent of Public Instruction)は、知事が州教育委員会の助言を受け議会の承認を得て任命する(Code 1950, §22-22.)。

州教育委員会の権限として、「公立学校システムの一般的監督(supervision)は、州教育委員会に賦与されるものとする」(Code 1950, §22-11.)と規定されている。そして、法律の遂行のために必要な規則の制定(Code 1950, §22-19.)、知事と議会に対する報告(Code 1950, §22-19.1.)、公立学

校の認可 (Code 1950, §22-21.) などの具体的な責務が定められている。

州教育長は、州教育委員会の書記官として勤務する (Code 1950, §22-25) 。そして、一般的な責務として、法律の正当かつ統一の実施のための助言 (Code 1950, §22-26.)、全米給食法 (N. S. L. A.) の運営などが定められているが、その他の責務については、州教育委員会によって規定されることとなっている (Code 1950, §22-28.)。

D型に属する他の州のうち、メイン州ではヴァージニア州と同様に法規定からみる限り教育委員会と教育長の権限範囲がやや狭いなど、この型の特色として予想された傾向がうかがえるが、テネシー州では、教育委員会よりもむしろ教育長の優位性がみられ、またニュー・ジャージー州では教育委員会と教育長の権限がかなり広範に及んでいる。このように、この型では、所属する州が少ないことと相俟って全州に共通する態様を指摘するには至らない。

(5) 各類型の比較

以上、7州における州教育委員会と州教育長との権限関係についての法規定を概観してきたが、まず第一に注目される点は、教育長の教育委員会に対する位置づけである。すなわち、7州すべてにおいて教育長は、教育委員会の執行官、執行長もしくは書記官として位置づけられており、制度の類型とほとんど関係なく、州教育長は州教育委員会の執行機関として機能していると言ってよいだろう。そして州教育委員会と州教育長の権限・責務をみても、すべての州で、教育委員会については政策決定および規則制定の権限が、また教育長については教育委員会の政策を執行する責務が規定されており、この様に職務の大まかな性格からみた教育委員会と教育長の権限分担には、4つの型に共通の関係がみられる。

しかし、州教育委員会と州教育長それぞれのさらに詳細な規定には、州によってかなりの差異もみられ、それらの差異は、制度の類型とはほぼ一致した特色を示している。

まず、州教育長に対する州教育委員会の優位性を示している規定がいくつかみられる。すなわちアラバマ州とコロラド州では、教育長が教育委員会の意思に従って勤務する旨が定められ、またコロラド州とアイオワ州では、教育長はすべての責務を、教育委員会の監督もしくは承認を受けて遂行すると規定されている。さらに、ミズリー州とヴァージニア州では、教育長の権限・責務が法律にはほとんど規定されずに、教育委員会の決定事項とされている。以上の規定ではいずれも州教育長に対する州教育委員会の優位性が示されており、C型の2州を除く5州、なかでもアラバマ、コロラド、アイオワのように、州教育長が州教育委員会によって任命されるA型もしくはB型に属する各州では、州教育長に対する州教育委員会の明確な優位性が法規定から看取できる。

次に、A型、B型の州とC型との間で、州教育委員会と州教育長が一体となって機能する程度に差異がみられる。すなわち、アラバマ、アイオワの両州では、州教育委員会の権限・責務に、州教育長の勧告および具申に対する承認を行うことが多く規定され、また、この2州とコロラド州では、州教育長の権限・責務に、州教育委員会に対する助言や勧告を行う旨を定めた規定が多くみられ、これら3州では他の州と比較して、州教育委員会と州教育長が一体となって機能する程度が強いことがうかがえる。一方、アリゾナ、カリフォルニアのC型に属する両州では、州教育長の権限・責務について、教育委員会の政策執行の責務の他に、公立学校の監督や学校資金の配分などの、州教育委員会からある程度独立した権限を規定しており、州教育長の権限範囲が広い。つまり、州教育長が州教育委員会によって任命される型の方が、公選州教育長型よりも、教育委員会と教育長との連結が強いことがわかる。

最後に、州教育委員会の権限範囲についても若干差異がみられる。すなわち、法規定からみる限り、アラバマ、コロラドの両州が最も大きく、逆にヴァージニア州の場合は極端に小さい。つまり、委員公選制の州教育委員会をもつA型と知事との連結が最も強いD型の対極的な二つの型の特色とそれぞれ対応した状況を法規定からも看取できる。

IV 結 語

州教育委員会と州教育長の選任方法から各州の教育行政制度を類型化し、その類型と関連づけながら州教育委員会と州教育長との権限関係を論じてきた。

もちろん各州の教育行政制度は、様々な要因が絡み合って形成されているものであって、単にその結果としての制度との関連性をみるだけでは十分ではないし、また、本稿で制度の類型から選んで法規定を検討した7州の場合をみるだけで全米50州における両機関の関係の全てが解明されるわけではないが、少なくとも州教育委員会と州教育長との権限関係が、それぞれの州の制度の類型と関連していることは確められたと思う。要約すると、教育長が教育委員会によって任命される型（A型、B型）では、教育委員会と教育長の一体的関係が強く、さらに教育長に対する教育委員会の優位性が明確である。一方、教育長が公選される型（C型）では、教育長が教育委員会から独立している程度が強く、教育長の権限範囲も広い。また教育委員会の権限に関して言えば、委員公選制の州教育委員会をもつ型（A型）は、教育委員会の権限範囲が最も広範に及んでいる。

このように、法規定からみた州教育委員会と州教育長との権限関係は、制度の類型で予想されたそれぞれの型の特色とはほぼ一致しているが、さらに注目される点は、現在ではその類型にかかわらずほとんどの州で、州教育委員会が政策決定を行い州教育長がそれを執行する体制が確立していることである。

今世紀初頭からの長い間の傾向として、公選による州教育委員会と州教育委員会の任命による州教育長がしだいに増加してきているが、それは教育における州の役割が増大してきて、州民の意思を反映する委員会とその委員会と一体となって機能する専門家たる教育長が求められてきたことによると考えられる。つまり、地方段階の教育行政制度に一般的にみられる体制が、しだいに州段階においても要請されてきている。しかし、知事と連結した州教育行政制度が、依然として多くの州にみられることは、地方段階とは異なって州段階においては、一般行政との密接な関係を保つことによって教育行政が能率的に運営されるという状況があるためと思われる。

ともあれ、州段階の行政制度がいくつかの類型に分けられ、それぞれの類型によって教育委員会と教育長の権限関係が多様であること、かつそのような多様性には地域性がみられること、それに加うるに各州に共通した権限分担の態様が存在することなどは、米国の州教育行政の特色として注目されると思う。

〔注および引用・参考文献〕

- (1) 拙稿「米州教育委員会の権限 — 判例と州法からみた —」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第27巻、1981。および拙稿「米州教育委員会制度における教育長の権限・責務」広島大学大学院『教育学研究科博士課程論文集』第8巻、1982。
- (2) 前掲論文、拙稿「米州教育委員会制度における教育長の権限・責務」では、州教育長には大きく二

つの型があり、その二つの型では権限・責務が異なることを指摘している。

- (3) W. W. Keesecker, *State Boards of Education and Chief State School Officers, Office of Education Bulletin*, 1950, No. 12, p. 7.
- (4) E. P. Cubberley, *State School Administration*, Houghton Mifflin Company, 1927, p. 270.
- (5) W. W. Keesecker, *op. cit.*, p. 5.
- (6) E. P. Cubberley, *op. cit.*, pp. 282–283. ニュー・ヨーク州の委員会 (Board of Regents of the University of the State of New York) は、私立のキングズ・カレッジおよびアカデミーに対してのみ責任を有する委員会であった。
- (7) W. W. Keesecker, *op. cit.*, p. 25, p. 8.
- (8) イリノイ、アイオワ、ネブラスカ、ノース・ダコタ、オハイオ、ロード・アイランド、サウス・ダコタ、ウィスコンシンの8州。五大湖西岸諸州が多い。W. W. Keesecker, *op. cit.*, pp. 95–96.
- (9) *ibid.*, pp. 95–97.
- (10) 実際には、州教育委員会と州教育長の双方が権限・責務を有している場合も多いのであるが、その場合にも、法規定上中心となって権限を有していると思われる方だけを表記している。
- (11) G. J. Clifford, *The Shape of American Education*, Prentice-Hall, 1975, p. 15 と *National Education Association, Estimates of School Statistics, 1978–1979, Table 8* から作成した。
- (12) 各州のデータについては、A. P. Johnston, *Provisions of State Constitutional and Statutory Law Governing the Structure of Education*, ERIC, 1980, を参照した。
- (13) ワシントン州では、州教育委員会の委員は、地方学区の委員による選挙で選ばれる。
- (14) フロリダ州では、州教育長は公選される。
- (15) ミシシッピ州では、州教育長は公選される。
- (16) ニュー・ヨーク州では、州教育長は州教育委員会によって任命される。その意味ではA型に近いがかなり特色のある州である。
- (17) ルイジアナ州では、州教育長は公選される。
- (18) ウィスコンシン州では、州教育長は公選される。
- (19) A. B. Moehlman, *School Administration*, Houghton Mifflin Company, 1951, pp. 329–330.
- (20) 制度の型については、A. P. Johnston, *op. cit.*, から、また州教育委員会に対する州教育長の職務上の位置づけの法規定については、S. J. Knezevich, *Administration of Public Education*, Harper & Row, 1975, pp. 258–261 の資料を加えて作成した。
- (21) W. W. Keesecker, *op. cit.*, p. 12, p. 34.
- (22) A. P. Johnston, *op. cit.*, から作成した。
- (23) アラバマ、ミシガン、ウエスト・ヴァージニア、アリゾナ、アイダホ、インディアナ、モンタナ、ノース・ダコタ、オクラホマ、ワイオミング、テネシー、フロリダ、ミシシッピ、ワシントンの諸州。A. P. Johnston, *op. cit.*, pp. 208–209.
- (24) 州憲法で規定している州も数州ある。規定内容については、州法で規定されているものと差異はみられない。上原貞雄著『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』風間書房、1981, pp. 229–233.
- (25) A. P. Johnston, *op. cit.*, pp. 10–207. なお州教育長の州教育委員会に対する位置については、対象としている規定の制約から欠落している州もあるので、S. J. Knezevich, *op. cit.*, pp. 258–261. の資料も合わせて参考にした。

- ②⑥ 州の選択にあたっては、現行州法を入手できた州の中から、地域性を考慮して選んだ。
- ②⑦ 州法規定については、Code of Alabama Vol. 13, The Michie Company, 1977. を用いた。州教育委員会は第3章(Chap. 3, Sec. 16-3-1 ~ 16-3-37)に、州教育長は第4章(Chap. 4, Sec. 16-4-1 ~ 16-4-21.)に、それぞれ規定されている。
- ②⑧ 州法規定については、Colorado Revised Statutes 1973, Vol. 9, Bradford-Robinson Printing Company, 1974. を用いた。州教育委員会は、Part 1 州教育局 — 州教育長の22-2-105 ~ 22-2-109 に、州教育長は同じく22-2-110 ~ 22-2-113 にそれぞれ規定されている。
- ②⑨ 州法規定については、Iowa Code Annotated, Vol. 13, West Publishing Company, 1979. を用いた。州教育委員会は、Chapter 257, 州教育局の中のSec. 257. 1 ~ Sec. 257. 10に、州教育長は同じく、Sec. 257. 11 ~ Sec. 257. 18. にそれぞれ規定されている。
- ③⑩ 州法規定については、Vernon's Annotated Missouri Statutes, Vol. 11A, West Publishing Company, 1975. を用いた。州教育委員会は、Chapter 161 州教育局の中の Sec. 161, 022 ~ Sec. 161, 102. に、州教育長は同じく Sec. 161, 112 ~ Sec. 161, 122. にそれぞれ規定されている。
- ③⑪ 州法規定については、Arizona Revised Statutes Annotated, Vol. 6A, West Publishing Company, 1978. を用いた。州教育委員会は、Chapter 1, 州教育行政機関(State Agencies and Officers)の中のArticle 1, Sec. 15-101. ~ Sec. 15-103. に、州教育長は、Article 2, Sec. 15-121. ~ 15-124. にそれぞれ規定されている。
- ③⑫ 州法規定については、West's Annotated California Codes, Education Code, West Publishing Company, 1978. を用いた。州教育委員会は、Part 20, 州教育行政機関(State Educational Agencies)の中の、Chapter 1, Sec. 33000 ~ Sec. 33040. に、州教育長は、Chapter 2, Sec. 33100 ~ Sec. 33190. にそれぞれ規定されている。
- ③⑬ 上原貞雄 前掲書 pp. 205-208.
- ③⑭ 州法規定については、Code of Virginia 1950 Annotated, Vol. 5, The Michie Company, 1980 を用いた。州教育委員会は、Chapter 2, Sec. 22.1-8 ~ 22.1-20. に、州教育長は、Chapter 3, Sec. 22. 1-21. ~ 22.1-24. にそれぞれ規定されている。